

これからの法律図書館

— 多様な人が集まる場所としてのcommonsとアクティブラーニング —

成城大学法学資料室 隈本 守

勤務する法学資料室拡充移転に備え、カリフォルニアなどの法律図書館を複数視察した中で、その施設、設備について、これからの法律図書館のあり方について考えさせられる点があった。最近大学図書館ではラーニングcommonsやアクティブラーニングエリアを整備するところが多いが、視察のなかで大学図書館のこれらの施設と、法律図書館におけるcommonsやアクティブラーニングエリアとでは、それぞれの意味、位置づけが異なるものとしてとらえられていたように思えた。

法律図書館では、入口近くにソファがある談話スペースが目に入る。ここでは多様な法分野の利用者や図書館員が時の話題について話しをしている。またすぐ外のオープンカフェは、法律を学びあるいは研究するものとコンピュータ、物理など他分野の研究者との交流の場となっている。他分野、他の視点、観点、立場を持つ人との話しに何か刺激を受け、参考となるものに出会う、このような場所が、法学における重要な要素として捉えられ、そのための場所が法学、法律図書館におけるcommonsとして位置づけられ活用されていたように見えた。もちろん、これは日本においてラーニングcommonsとして認識される施設の多くとは異なるかも知れないが、commonsとは本来このようなもの、ともいえるのではなかろうか。

アクティブラーニングエリアについても、最近の施設とは別のかたちで、元来法学に必要なものと考えられ、以前より整備されていたように思える。法律の学習、研究環境として、一人で判例、論文ほか法情報全般についてアクティブに情報を収集することが出来る静かなリーディングスペースが求められて来た。同時に、複数人での学習、研究においては異なる意見・考え方があつた中の議論をする場所や、プレゼンテーションの準備をするための機器が整備されたスペースも求められている。法律図書館には冊子体の判例集などの資料・情報を利用する場所としてだけではなく、このような議論・プレゼンテーションなどアウトプットの準備・練習に対応する場所としての役割があり、このための施設として、スタディルームなどの名称で4～6人程度で気軽に利用が出来る小部屋が設けられてきた。この情報の収集・処理とアウトプットに対応する施設が相まって、法学におけるアクティブラーニングを支えるものとなっているように思えた。

このように考えてみると、日本のラーニングcommons、アクティブラーニングエリアは、単に学生が集まる共同学習室の設備の名前を変えたものとなっているところも多く、多様な人が集まりグループを超えて交流する場所としてのcommonsとアクティブラーニングエリアという区別なく運用されているところも多いように思える。法律図書館について考えるとき、この違いは、commonsが積極的に他者・考え方が異なるものとして話しをする場所として必要であり、アクティブラーニングエリアが資料・情報はもとより、機材・機器等の利用方法まで法学的視点に立って積極的にサポートできる場所、として整備されるもの、という認識・視点の違いにあり、この視点こそがこれからの法律図書館を考える上で、資料・情報の提供とともに施設・環境として参考になるように思われたところである。